

デジタル統括室発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(令和5年11月分)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和5年度 大阪市ガバメントクラウド接続環境構築業務委託	情報処理	株式会社日立製作所関西支社	20,476,775	令和5年11月29日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	(G4)	—

随意契約理由書

- 1 案件名称
令和5年度 大阪市ガバメントクラウド接続環境構築業務委託

- 2 契約の相手方
株式会社日立製作所関西支社

- 3 随意契約理由
株式会社日立製作所関西支社は、現行本市情報通信ネットワークの構築・運用・保守業者であることから、本業務と密接不可分の関係にあり、当該事業者以外に履行させた場合、現在の役務の便益が享受できず、また、問題発生時に責任の所在が不明確になる等、業務に著しい支障が生じる恐れがあるため。

- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
(G4)

- 5 担当部局
デジタル統括室基盤担当基盤グループ (06-6543-7113)